

自社で労働保険の事務をなされている皆様へ！

労働保険の事務は委託できます！

事務処理を委託した場合の三大メリット！

1. 労災保険の特別加入ができる！

事務組合に事務委託することで、労災保険に加入することのできない法人の役員や個人事業主・家族従事者なども特別に加入できます。(1名につき、特別加入手数料一年間 520円)

2. 労働保険料が年3回分割納付できる！

通常、40万円未満の年間保険料は、一括納付しなければなりません。事務委託することで、年3回(6月・10月・翌年1月)に分割して納付できます。

例:年間30万円(一括納付)の保険料であれば、1期10万円、2期10万円、3期10万円の分割納付となります。

3. 労働保険事務の軽減になる！

事務組合が事業主の代わりにハローワークへの手続(雇用保険の取得・喪失、離職票の発行手続など)や労働保険料の申告・納付を行ないますので事務の手間が省けます。

基本委託手数料

雇用保険の被保険者数によって、下記の通りとなります。金額は全て「年額」です。

○1名～2名 — 8,380円 ○5名～10名 — 12,570円

○3名～4名 — 10,480円 ○11名以上はお尋ね下さい。

※労災保険のみ(全ての従業員が週20時間未満)であれば、5,240円となります。

労働保険事務組合 諫早商工会議所 (担当:嘉村・馬場翔大・馬場明美)

諫早市高城町5番10号 TEL 22-3323 FAX 24-3638

※会員サービス事業ですので、当商工会議所会員の方対象のサービスになっております。